

事務連絡
令和5年2月9日

県所管域（指定都市及び中核市を除く。）
指定障害者支援施設
指定障害福祉サービス事業所
（共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、
短期入所、重度障害者等包括支援に限る）
指定障害児入所施設

管理者殿

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課

国の令和4年度補正予算における障害福祉分野のロボット等導入支援事業の募集について（依頼）

本県の障がい福祉行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の令和4年度補正予算において障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施が見込まれています。

つきましては、対象施設、事業内容等を御確認いただき、補助事業が実施された場合に事業の活用を希望される事業者におかれましては、期日までに必要事項を回答してください。前回からの変更点がありますので、すべての内容を必ず確認した上で、回答するようにしてください。

なお、本事業は国・県で実施を決定したものではなく検討中であることを申し添えます。

1 ロボット等導入支援事業について

(1) 対象施設

障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、
重度障害者等包括支援又は障害児入所施設

(2) 補助割合

国 1/2 県 1/4 事業者負担 1/4

(3) 導入機器1台当たりの補助上限額

ア 移乗介護、入浴支援

10万円以上100万円以下

イ 移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援

10万円以上30万円以下

(4) 1施設・事業所に対する補助上限額

ア 障害者支援施設：全ての機器の合計額210万円を限度

イ グループホーム：全ての機器の合計額150万円を限度

ウ その他事業所：全ての機器の合計額120万円を限度

2 応募について

(1) 回答期日

令和5年2月17日（金）まで

(2) 回答方法

次の資料をメールで提出してください。

- ・ロボット回答様式 (Excel)
- ・製品のカatalog (PDF)
- ・見積書 (PDF)

→2社から徴し、双方を提出すること。低い方の価格を回答様式に記載すること。

<提出先> shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp

※メールの題名に「ロボットR4補正 ○○（法人名）」と記載すること。

(3) その他要件等

- ・国及び県の予算動向等により、補助事業を実施しない場合や補助事業が採択されない場合があります。
- ・締切日までに複数の書類提出が必要になりますので、その事務量及び迅速な処理が必要になることを予め御承知おきください。
- ・県が交付決定する前の事業着手（契約等）は認められません。
- ・補助事業の完了（機器等の導入完了）は令和5年度中を目途としますが、詳細の納期等については回答様式内の導入スケジュールに記載いただいた内容をもとに、個別に相談させていただく場合があります。
- ・本事業によりロボット等を導入した事業者は、実績報告書とは別に、おおむね導入3か月後に、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後を比較の上、導入製品の内容や生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について県に報告していただきます。また、報告内容について自身のホームページ等で公表していただきます。
- ・国において採択の可否について査定を行う際、以下の事業者による申請について優先的に採択されます。（県では、その他の視点を踏まえた上で、県としての優先順位を決定します）
 - ①生産性向上により超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合には、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た事業所
 - ②応募時において「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定している事業所

問合せ先

福祉施設グループ 金澤

電話 045-285-0738 (直)

メール shisetsu-koubo@pref.kanagawa.lg.jp